

施設使用料の改定について

平成26年度に施設使用料の見直しをしてから3年が経過したため、「施設使用料の見直しの考え方」に基づき今年度見直しを行い、積算結果がまとまったので下記のとおり報告する。なお、今回の見直しにあたり、スポーツ施設の使用料について、軽減策を導入することとする。

1 各施設の使用料積算結果

別紙1のとおり

2 スポーツ施設使用料の軽減策

(1) 軽減策の内容

スポーツ施設の使用料については、改定後6年間、算出した使用料金額の半額とする。

- ▶ 既に減額制度の対象となっている個人や団体の活動等については、本軽減策適用後の金額に対して減額率を乗じるものとする。
- ▶ 軽減策がもたらした、区民のスポーツ施設利用実態や健康づくり活動等への効果を検証したうえで、6年経過後(平成36年7月以降)の本格導入の可否、最適な軽減策のあり方について検討する。

(2) 軽減策実施の背景・目的

- 区では、新しい中野をつくる10か年計画(第3次)で掲げた「スポーツ・健康都市戦略」の具体的な推進にあたって、「中野区スポーツ・健康づくり推進計画」を策定した。
- スポーツが生み出す効用は、スポーツを通じた健康づくりによる健康寿命の延伸、共通の趣味で集まった仲間づくりによる地域コミュニティの形成、そして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた様々な取り組みによる地域・経済活性化など広範囲に及び、これらは区政課題の解決に直結するものである。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした、「スポーツ・健康づくりムーブメント」を中野のまちに発展・定着させていくことを目的に、区民が、日常的・継続的に、身近な場所でスポーツに触れる機会や空間の創出・促進といった環境整備策の一環とし

て、区立スポーツ施設の使用料を軽減する。

(3) 対象となる主なスポーツ施設

- 体育館（中野、鷺宮）
- 野球場（上高田、哲学堂）
- 庭球場（上高田、哲学堂）
- 弓道場（哲学堂）
- 産業振興センター体育室
- 上鷺宮区民活動センターテニスコート
- 温水プール（第二中学校、中野中学校）
- 多目的運動場（白鷺せせらぎ、本五ふれあい、南台いちょう）

3 使用料算定の基本方針及び算定基準（参考）

別紙2のとおり

4 今後のスケジュール

平成29年11月	区議会第4回定例会に関連条例改正案提案
平成30年1月～	区民周知
7月	改正条例施行

平成29年度 施設使用料積算結果

別紙 1

<子ども教育部（教育委員会）>

(単位：円)

NO	施設	項目 (室名等)	区分 (時間帯等)	平成29年度算定結果					スポーツ半額	
				現行額	改定率	算定額	試算額 (改定額)	差額	試算額	現行額との差額
1	城山ふれあいの家	調理室	午前9時～正午	200	1.2844	300	300	100		
2	城山ふれあいの家	調理室	午後1時～午後5時	300	1.2844	400	400	100		
3	城山ふれあいの家	調理室	午後6時～午後10時	300	1.2844	400	400	100		
4	城山ふれあいの家	工作室	午前9時～正午	500	1.2844	600	600	100		
5	城山ふれあいの家	工作室	午後1時～午後5時	600	1.2844	800	800	200		
6	城山ふれあいの家	高齢者集会室	午前9時～正午	600	1.2844	800	800	200		
7	城山ふれあいの家	高齢者集会室	午後1時～午後5時	800	1.2844	1000	1,000	200		
8	城山ふれあいの家	高齢者集会室	午後6時～午後10時	800	1.2844	1000	1,000	200		
9	城山ふれあいの家	多目的室 一	午前9時～正午	300	1.2844	400	400	100		
10	城山ふれあいの家	多目的室 一	午後1時～午後5時	500	1.2844	600	600	100		
11	城山ふれあいの家	多目的室 一	午後6時～午後10時	500	1.2844	600	600	100		
12	城山ふれあいの家	多目的室 二	午前9時～正午	300	1.2844	400	400	100		
13	城山ふれあいの家	多目的室 二	午後1時～午後5時	500	1.2844	600	600	100		
14	城山ふれあいの家	多目的室 二	午後6時～午後10時	500	1.2844	600	600	100		
15	城山ふれあいの家	遊戯室	午前9時～正午	1,200	1.2844	1500	1,500	300		
16	城山ふれあいの家	遊戯室	午後1時～午後5時	1,700	1.2844	2200	2,200	500		
17	城山ふれあいの家	遊戯室	午後6時～午後8時	900	1.2844	1200	1,200	300		
18	城山ふれあいの家	遊戯室	午後6時30分～午後8時	700	1.2844	900	900	200		
19	軽井沢少年自然の家	一泊料金	中学生以下	900	1.2309	1,100	1,100	200		
20	軽井沢少年自然の家	一泊料金	その他	1,900	1.2309	2,300	2,300	400		
21	野方図書館会議室	会議室2	午前9時～正午	1,000	1.0080	1,000	1,000	0		
22	野方図書館会議室	会議室2	午後1時～5時	1,300	1.0080	1,300	1,300	0		
23	野方図書館会議室	会議室2	午後6時～10時	1,300	1.0080	1,300	1,300	0		
24	野方図書館会議室	会議室3	午前9時～正午	400	1.0080	400	400	0		
25	野方図書館会議室	会議室3	午後1時～5時	600	1.0080	600	600	0		
26	野方図書館会議室	会議室3	午後6時～10時	600	1.0080	600	600	0		
27	野方図書館会議室	会議室4	午前9時～正午	300	1.0080	300	300	0		
28	野方図書館会議室	会議室4	午後1時～5時	400	1.0080	400	400	0		
29	野方図書館会議室	会議室4	午後6時～10時	400	1.0080	400	400	0		
30	野方図書館会議室	会議室5	午前9時～正午	1,200	1.0080	1,200	1,200	0		
31	野方図書館会議室	会議室5	午後1時～5時	1,800	1.0080	1,800	1,800	0		
32	野方図書館会議室	会議室5	午後6時～10時	1,800	1.0080	1,800	1,800	0		
33	野方図書館会議室	会議室6	午前9時～正午	600	1.0080	600	600	0		
34	野方図書館会議室	会議室6	午後1時～5時	900	1.0080	900	900	0		
35	野方図書館会議室	会議室6	午後6時～10時	900	1.0080	900	900	0		
36	野方図書館会議室	会議室7	午前9時～正午	300	1.0080	300	300	0		
37	野方図書館会議室	会議室7	午後1時～5時	400	1.0080	400	400	0		
38	野方図書館会議室	会議室7	午後6時～10時	400	1.0080	400	400	0		
39	野方図書館会議室	会議室8	午前9時～正午	300	1.0080	300	300	0		
40	野方図書館会議室	会議室8	午後1時～5時	400	1.0080	400	400	0		
41	野方図書館会議室	会議室8	午後6時～10時	400	1.0080	400	400	0		
42	野方図書館会議室	会議室9	午前9時30分～午後2時30分	1,200	1.0080	1,200	1,200	0		
43	野方図書館会議室	会議室9	午後3時～午後8時	1,200	1.0080	1,200	1,200	0		
44	教育センター	研修室A	午前9時～正午	1,500	1.3393	2,000	2,000	500		
45	教育センター	研修室A	午後1時～午後5時	2,000	1.3393	2,700	2,700	700		
46	教育センター	研修室B	午前9時～正午	1,200	1.3393	1,600	1,600	400		
47	教育センター	研修室B	午後1時～午後5時	1,500	1.3393	2,000	2,000	500		
48	教育センター	研修室C	午前9時～正午	500	1.3393	700	700	200		
49	教育センター	研修室C	午後1時～午後5時	700	1.3393	900	900	200		

基本方針及び算定基準

1 基本方針

- 施設使用料の算定にあたっては、全ての施設の算定方式を統一したうえで、「職員人件費」と建物の「減価償却費」を含めた、施設の維持管理・貸出業務にかかる全ての経費（フルコスト）を原価とし、これに施設の性質別ごとに設定した利用者負担割合を乗じて算出する。
- 使用料の改定に際し、施設利用者の急激な負担増を緩和するため、改定後の上限率を原則 1.5 倍に設定する。
- 原則、3年に一度、施設使用料の改定を行う。ただし、積算の結果 1割以上下がった場合は、改定年度を待たずに当該施設の使用料の見直しを行う。

2 算定基準

(1) 使用料算定基礎額（使用料を算定する際の基礎的数値）の計算式

$$\text{使用料算定基礎額} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担割合 (利用者負担)}$$

- ※ 個々の使用料は、現行料金に改定率を乗じて算出する。
なお、改定率は、使用料算定基礎額を、現行使用料を基にした総収入額で除して算出する。

(2) 原価

① 人件費

- 施設の維持管理、貸出業務に直接かかる職員人件費（退職給与引当額繰入を含む）

② 維持管理費

- 施設にかかる電気、ガス、水道料金
- 清掃や管理、安全点検などにかかる委託経費
- 消耗品、備品の購入費（付属設備の使用料を徴収している備品購入費を除く）やクリーニング代などの維持管理経費
- 施設管理、受付業務等にかかる印刷経費、消耗品購入費など
- 施設の修繕のための工事費（固定資産台帳に資産計上されたものを除く）

③ 減価償却費

- 建物の減価償却費

※ 固定資産台帳の資産データに基づく。固定資産台帳に資産計上された工事費を含む

(2) 施設の性質別負担割合

① 考え方

- 区民が日常生活を営むうえで、基本的に必要なものとして整備したコストについては、全額公費（税）で負担する。
- 個人による選択性が高く、専ら利用者の便益に資する施設のコストについては、利用者が全額負担することを原則とする。ただし、文化・芸術やスポーツ振興などの政策的な観点から区が整備した施設については、民間類似施設の利用機会なども勘案し、施設コストの一定割合を公費で負担する。

② 負担割合

施設の分類		施設名（例）	経費の負担率	
			利用者	公費
A	福祉施設	障害者福祉会館（目的内利用）	—	100%
	産業振興施設	商工会館（目的内利用）		
B	集会室	区民活動センター 高齢者会館 目的外利用	50%	50%
C	スポーツ施設	体育館（中野、鷺宮、産業振興センター） 野球場・庭球場（上高田、哲学堂） 弓道場（哲学堂） 区立学校（体育館） 二中、中野中温水プール	70%	30%
D	ホール	もみじ山文化センター 野方区民ホール なかの芸能小劇場	70%	30%
E	宿泊施設	軽井沢少年自然の家	100%	—